

# ろうきよう

●発行/労働者供給事業関連労働組合協議会(労供労組協)  
 ●発行人/ろうきよう編集委員会  
 〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F  
 TEL 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265  
 URL <http://www.union-net.or.jp/roukyo/>

## ホテルシーパレスリゾートにて、8組合16名が参加 2019秋の学習会&幹事会開催される

去る11月8日(金)、9日(土)の一泊二日で恒例の労供労組協秋の学習会&幹事会が豊橋のホテルシーパレスリゾートにて8組合16名参加の下、開催されました。

最初に真島議長より「ホテルシーパレスリ

ゾートは1988年に建てられた日本港湾協会の保養施設。今年の春に大浴場が新設され日帰りでの利用もできるようになった。全港湾の大会も2年に一度はここで行っている。

本日は、連合総研副所長の杉山さんより雇用類似の働き方と労働組合というテーマで話をいただくことになっている。課題は山積みで今日、明日の二日間よろしくお願ひしたい。」との挨拶がありました。各組合の事業報告の後、「雇用類似の働き方と労働組合」をテーマに連合総合生活開発研究所(以下、連合総研と記す)副所長の杉山豊治(すぎやまとよじ)さんにご講演いただきました。

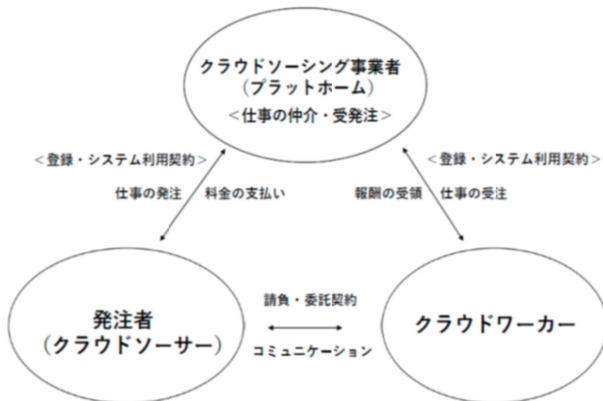


杉山さんは、KDDI 労働組の出身で連合本部に5年間在籍した後、連合総研に移られ6年目、現職に至ります。杉山さんは、連合総研が2017年5月に行った請負就業者およびクラウドワーカーに対する「曖昧な雇用関係」の実態と課題に関する調査研究結果をもとに話をされました。個人請負就業者やクラウドワーカーなど雇用によらない働き方が

増えてきている状況下、政府は働き方の多様化が広がるのは良いことだとこのことで積極的にとらえている風潮があります。しかし、その働き方の実態は、長時間労働をする割には収入が高くなく、スキルを身につける機会がないと単価低下と労働時間増大という負のスパイラルに陥ってくる可能性があります。連合総研の調査研究はそういった負の側面を正確に把握すること、そして、こうした働き方の適正化をはかるための法制度の整備や就業者を公的に支援する仕組みなどを検討していくことを目的としています。

「クラウドワーク(下記図「クラウド・ソーシングの典型的取引関係」参照)においては、発注者とクラウドワーカーとの間に雇用関係がないことが一番大きな問題で派遣の問題とも似ているが、従来の労働者保護の枠内に入らないというところが生じている。」と杉山さんは言います。

個人請負就業者が発注者との関係において交渉できる内容については、仕事の進め方は多くの人(7.6%)が出来るとしていますが、報酬の支払い期日や支払い方法については交渉できないとする人が多くなっています。受けた保護について最も多いのが「最低報酬額」です。発注者側の言い値で請け負うことが多く、最低でもそ



【クラウド・ソーシングの典型的取引関係】

の仕事に見合った報酬を受けたい、ということですが、この点について杉山さんは事業者の中で取り決めを作る必要があるのでは、と言っています。労働者性についての調査項目もあり、その結果を見ると、自由な働き方、裁量のある働き方と言われながら、3人に一人は労働者性が高く、雇用労働者に近い働き方を強いられ



ているという実態があります。そうでありながら雇用労働者としての保護が受けられないという問題があり、これは事業者側が雇用責任を負わないで済ませるためにそのような働き方をしているという側面もあるのではないかと、と杉山さんは指摘されています。

- ①労基法上の労働者性の判断基準の見直し―使用従属性論の限界
  - ②労組法上の労働者概念の拡大
  - ③非雇用労働者の最低報酬額規制
  - ④非雇用労働者のスキルアップの支援と公正な評価の確保
  - ⑤クラウド・ソーシング事業者による紛争解決
  - ⑥労働組合・同業者団体・ネットワークの重要な役割と集団的規制の可能性
  - ⑦クラウド・ソーシング事業者の役割と利用規約の法的規制
- 杉山さんの話を聞いて、個人請負就労者や

クラウドワーカーに対する労働組合としての取り組みは、発注者側と交渉する場合、いかに労働者性を見出すかということが重要だ感じました。労働者性が高い場合は労供契約に切り替えることを要求することも可能です。また、低い場合でもワーカーである以上、労働組合法上の対象者であり、その保護について労働組合として出来ることを検討していく必要があります。

（上記左記QRコード）ので、ご参照下さい。討議においては、日雇い雇用保険について話されました。不正受給をなくすためにも、個人所有を認めるのではなく労供組合員のみ認めること、また、労供組合を脱退するときには白手帳を返却すること、という意見が以前よりあります。これについては労供労組協の加盟組合内で意見が分かるところがあり、労供労組協としては、個人別に要求していくということになりました。

コンピュータ・ユニオンにおいては、それまでの供給・派遣に代えて2018年10月より供給元組合での社会・労働保険適用の供給（以下、社保適用供給と記す）を行ってまいす。この社保適用供給はSEなどの専門職に限るという位置付けにしてほしいとの要望がありました。社保適用供給の場合、表向き労働者派遣と同じになり、派遣と対等に競争できることとなります。そして、無料の供給である労働者供給の方が有利であり派遣に代えて供給を広めていくという考えがあります。

しかし、社保適用供給の場合、供給先とともに雇用責任を負う必要があります。ですから、派遣の問題が供給においても同様に起きうる可能性があります。また、労働組合として果たして雇用責任を負うことができるのか、という課題があるので、社保適用供給については、SEなどの専門職に限るという意見です。この意見に従い労働者供給として社保適用供給について派遣に代えて拡大していくという方向性は持ちません。

2020年2月13日  
東京労働局へ要請

今期も前期に引き続き、東京および大阪労働局へ、名ばかり労働組合による労働者供給事業の排除に向けて要請を行うことにしています。

これは、2018年の職業安定法改正で45条に2項、（労働者供給事業者の責務）が追加されたことによります。昨年の要請では、労働組合であることの確認のため定期大会への出席を求めています。そして、大会議案および決算・予算書等により労働組合として民生的に無料の供給が適正に行われているかどうかをチェックすることを要請しています。今期は来年、2020年2月13日に東京労働局への要請を行います。なお、大阪労働局とは日程を調整中です。

